

社会福祉法人県央福社会中長期計画及び平成 29 年度基本方針、施設経営計画について

社会福祉法人県央福社会中長期計画及び平成 29 年度基本方針、施設経営計画を次のように定める。

平成 29 年 3 月 28 日 提出
社会福祉法人県央福社会
理事長 碁石 學

社会福祉法人県央福社会 中長期計画

法人経営理念

「利用者主体の質の高い福祉サービスを通じて、地域社会に貢献します」

基本方針

I 利用者主体

- ①利用者の基本的人権を尊重します。
- ②利用者の主体性や最善の利益、個性に配慮し取り巻く環境の整備に努め、健全な成長や自立を支援します。
- ③利用者の成長や生活を支える柔軟なサービスを提供します。
- ④利用者と地域社会との関わりや交流が促進されるように努めます。

II 質の高い福祉サービス

- ①利用者が安心や安全と快適さを感じる福祉サービスを提供します。
- ②福祉サービスの評価、点検、改善に継続的に取り組みます。
- ③専門性と良識を持った福祉人材の育成と確保に努めます。
- ④福祉サービスが継続して提供できるための経営基盤の確立に努めます。

III 地域社会への貢献

- ①多様な関係機関や住民と協力・連携して地域福祉の向上に努めます。
- ②積極的な施設開放や情報公開等を通じて、組織や事業の透明性を確保します。
- ③法人、事業所、職員が持つ機能や専門技術等を積極的に地域に還元します。
- ④新たな地域の福祉ニーズに応える事業展開に努めます。

職員の約束（行動規範）

I 利用者や家族等の皆様への約束

- ・私たちは、皆様に対して礼儀正しく、明るく笑顔で思いやりを持って対応します。
- ・私たちは、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、基本的人権を擁護して、いかなる差別、虐待、人権侵害も許しません。
- ・私たちは、利用者を受容し、その希望と意思を尊重し、個性、主体性、可能性の実現によって、利用者一人ひとりが主役となれるよう努めます。
- ・私たちは、専門的な役割と使命を自覚し、利用者より良い支援のため創意工夫することに努めます。

II 地域の皆様への約束

- ・私たちは、施設を地域の皆様からお預かりしている地域の財産としてとらえ、機能を十分に地域に還元し管理します。
- ・私たちの、子ども、障がい者、高齢者への対応や関わりが地域の模範となるよう努めます。
- ・私たちは、地域の関係者や関係機関等と協力連携して地域福祉の向上について考え、行動します。
- ・私たちは、利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供に努めます。

III 私たち自身への約束

- ・私たちは、県央福社会の職員としての誇りを持ち、自己研修に励み自己の人間性と専門性の向上に努めます。
- ・私たちは、業務に必要な資格は最低限必要なものとして取得します。
- ・私たちは、共に働く仲間を思いやり、尊重し、協力し合い、チームワーク良く働きます。
- ・私たちは、新しいことへのチャレンジを大切にします。

【1】 はじめに

I 中長期経営計画策定の背景

障がい者サービスは、国の基盤整備が年々少しずつ充実の方向が見込まれている。現在はまだ整備中でもあり、各サービスの単価はやや高めの設定となっているようであるが、今後は介護保険同様に引き下げられることも視野に入れた経営が求められる。地域の福祉ニーズとしては、障がい程度中重度の利用者の受け皿としての機能が期待されている。

高齢者サービスは団塊の世代が要介護者等になるまでのこれから約10年間は、利用者数は増加するが、競合する事業所数も増加しているため、対象となる利用者数は横ばい又は減少することが予想される。地域の福祉ニーズや課題を分析、検討して効果的な対応方法の検討が期待されている。

児童サービスは、子どもの数が減少してくるのに合わせて公立保育所は規模等が縮小する一方で、他の保育園や幼稚園等との競合も予想される。

また、少子化に伴う新卒求職者数の減少や東京オリンピックを控えて福祉人材の確保が困難な状況が予測され、人材の確保は留意すべき重要事項である。

これらを踏まえて、法人のあるべき将来像を模索すると共に、一層の組織強化を図り、環境の変化に適応できる経営と地域住民の福祉の向上に資する適切なサービスを提供することを目的として中長期計画を策定する。

II 計画期間

○ 平成27年度～平成29年度 3年

※計画は定期的（半年に1回）及び随時に見直し修正を行い、内的要件だけでなく介護・障がい等の報酬改定や景気の動きなどによる人材不足等の外的要件によっても適宜見直しを実施する。

III 法人の中長期計画と施設の事業計画の連動について

法人の中長期計画との整合性を考慮して各施設の事業計画を作成する。各施設の福祉サービスについては、法人の計画に必ずしも捉われずに事業所の特色を活かし弾力的・発展的に年次計画や中長期計画を作成することも可能とする。

【2】 法人の現状

I 法人の特徴

昭和55年に知的障害者施設いからしの里を開設して以来、地域の福祉ニーズに応え、特別養護老人ホームや保育所等の運営も手掛け、障がい者・高齢者・こどもの3分野にわたる総合福祉を提供する法人として地域にも認知されている。近年は法人経営の組織強化を図りつつ地域に根差した福祉サービスに努めている。

II 法人の課題

①各事業所の提供する福祉サービス及び処遇等の高水準での統一

数年前までは事業所単位での職員採用、人材育成等があったため、現在でも提供する福祉サービスの考え方等に違いがある。基本的な方針等について高水準での統一を図る必要がある。

②人材育成と確保

人材育成の考えや方法についても事業所単位で違いがあり、高水準での統一が求められる。また、安定的な人材の確保に努め新卒者数が激減する平成29年度以降にも対応出来るよう、中・壮年等の幅広い年齢層の雇用等についても検討を進める必要がある。

次代を担う幹部、中堅職員の育成も必要とされている。

③総合的な福祉サービスの提供

3分野サービスの連携、協力体制をより強化することによって、法人の有する幅広い専門性を発揮した支援が求められている。特に中重度障がい者の特別養護老人ホームへの入所について組織的に取り組むことで、障がい者の高齢化の課題の解消や、他法人にはない法人の強みとなることが予測される。

また、同種事業所間、異種事業所間の連携や協力体制を更に強化することも求められる。

④人材育成型給与制度の導入

過去に法人として、人事考課について検討したが実施までには至らなかった。平成16年度給与改正の検証と現在における課題の検討に併せて、職員の労働意欲を高めるためのキャリアアップと給与制度の再構築が必要になってきている。

⑤安定的な法人経営

中長期的な経営状況の推移を確認し、事業存続のため計画的な事業展開や職員処遇等が必要である。杉の子工房、つかのめの里、にじいろ保育園、うらだての里、いからし工房は建設後10～30年以上を経過し、設備の老朽化等が懸念されるため計画的な施設整備等積立金（修繕積立金）の確保が必要である。

また、各事業所の地域の中での役割や特殊性を見出すと共に、各事業の採算性と社会的な必要度等を考え合わせながら、経営が困難な事業の改善や縮小、より福祉ニーズがある事業への取り組みも求められている。

⑥地域の新たな福祉ニーズへの対応

県央地区の大規模社会福祉法人として、地域の福祉ニーズや县市町村の動向を踏まえて、新たな福祉サービス提供の検討が期待されている。

【3】 中長期計画

法人の課題を分析すると、内的要件として組織内の基礎部分の統一や整備、組織的な連携強化、外的要件として地域の福祉ニーズや福祉制度の変化への迅速で的確な対応等が挙げられる。これらのことを踏まえて、法人の経営基盤の確立のため、①福祉サービス、②組織・職員、③財務・コストの3点からの基盤の強化を行うため以下のように中長期計画を定める。

I 質の高い福祉サービスに向けて

①福祉サービス事業者としての基本的かつ高水準の処遇や実施方法の統一に向けた取り組みを行う。(共通)

障がい者福祉サービス	利用者への処遇や基本的な支援方法に対する方針及び標準的な実施方法（マニュアル等）の統一に向けた取り組みを行う。
高齢者福祉サービス	処遇や三大介護等の基本的なサービスに対する方針及び標準的な実施方法（マニュアル）の統一に向けた取り組みを行う。
保育福祉サービス	現在作成されている計画や基本的な支援方法に対する方針及び標準的な実施方法（マニュアル）の見直し改正を行う。

実施計画	[平成 27 年度]（実施済み） 法人全体：法人接遇マニュアル作成。実施方法の検討。
	[平成 28 年度]（実施済み） 法人全体：法人全体や分野ごとの現況把握、見直し方法の検討。法人接遇マニュアルの周知、徹底。 障害：障がい者支援基本計画（案）を作成して重要事項の確認を実施。 高齢：各事業マニュアルの重要事項について検証。 保育：各種マニュアルの見直し整備。
	[平成 29 年度] 法人全体：各種マニュアルの整備、見直し、法人での実施方法の統一に向けた取り組み実施。 障害：障がい者支援基本計画の周知（障がい施設全体研修等）と、各施設職員の質の向上。 高齢：各施設の三大介護（食事、排泄、入浴）業務マニュアルの共通重点事項、共通視点の調整、統一に向けたマニュアル作成。 保育：接遇マニュアルの周知徹底。各種マニュアルの見直し整備。

※Ⅲ新人職員育成方法の統一と合わせて実施

②法人全体で共通の評価基準（新潟県第三者評価基準）による自己評価に毎年度取り組み、自らの福祉サービスを振り返り確認してサービス改善に努める。（共通）

法人全体	新潟県第三者評価基準（高齢者地域密着型サービス等を除く）に基づく、自己評価によって課題を明確にし、次年度の事業計画等に反映させ組織的に福祉サービスの質の向上を図る。
------	--

実施計画	[平成 27 年度]（実施済み） 法人全体での自己評価の実施方法について研修会を実施。 各施設において法人で定めた手順に従って自己評価を実施し、把握された課題の改善策を事業計画に反映。
	[平成 28 年度]（実施済み） 自己評価結果の法人内の情報共有を実施。
	[平成 29 年度] 自己評価の実施方法及び課題分析を法人内で効果的に実施。 自己評価情報の情報公表、第三者評価等の実施について検討。

II 地域社会への貢献

①地域の福祉ニーズに応える福祉サービスの提供に努める。（共通）

障がい者福祉サービス	地域の福祉ニーズをしっかりと把握し、新潟県及び三条市福祉計画や障害者総合支援法の動向を踏まえ、長久の家の新設事業移行、いからしの里改修後の建物活用、相談体制の強化、利用者工賃向上の取り組み等を実施して、障がい者の地域生活基盤の整備に努める。
------------	--

実施計画	[平成 27 年度]（実施済み） いからし工房就労 B 型定員を 30 名から 34 名に増員して利用希望者に対応。 相談支援センターハートに相談員を 1 名増員し県央圏域の障害者相談支援体制を強化。 新潟県障害者地域生活支援センター事業の受託。 工賃向上のため新規自主製品生産への試行、準備。
	[平成 28 年度]（実施済み） 障がい者居住支援拠点施設 長久の家で新グループホーム、地域活動支援センターを開設し、24 時間・365 日の支援体制の基盤を構築。工賃向上に向け、農耕や菓子製造に取り組み一定の成果を確認。就労移行 B 型・生活介護事業では、地域ニーズに応じて定員超過利用制度による受け入れを実施。 障がい者就業・生活支援センターのワーカー1 名を増員し支援体制を強化。
	[平成 29 年度] いからしの里（生活介護）定員増等の検討。 障がい者グループホーム 1 棟の改築。

高齢者福祉サービス	地域の福祉ニーズをしっかりと把握し、新潟県及び三条市の介護事業計画や介護保険法改正の動向を踏まえて、現在のサービスの見直し改善を行い、新規福祉サービスについても検討する。
-----------	---

実施計画	[平成 27 年度] (実施済み) 介護保険法改正に伴う介護予防通所介護、介護予防訪問介護事業の日常生活支援事業への移行を検討、決定。中重度の要介護者や認知症高齢者への更なる支援強化。
	[平成 28 年度] (実施済み) 現福祉サービスの見直しと改善計画策定。 うらだての里認知症対応型通所介護の定員を 10 名から 12 名に増員。 グループホーム花みずきの共用型認知症対応型通所介護で定員 2 名サービス提供開始。 特別養護老人ホームでは中重度者の積極的な受入れと看取りケアを実施。
	[平成 29 年度] 現福祉サービスの見直しと改善計画策定。

児童福祉サービス	地域の福祉ニーズをしっかりと把握し、三条市の次世代育成支援計画や制度改正の動向などを踏まえて保育計画等の見直しを行うとともに、法人の保育園数の増に向けた取り組みも検討する。
----------	--

実施計画	[平成 27 年度] (実施済み) 入園希望者が多く、定員を 130 名から 150 名に増員して入園希望者に対応。
	[平成 28 年度] (実施済み) 保育園設備の耐震構造や必要な改修箇所等を確認。
	[平成 29 年度] 建物の大規模修繕について補助金等の諸制度の活用を検討。

②施設や職員の専門性を地域に還元する活動に積極的に取り組む。

小・中・高校への福祉出前出張講座並びに福祉体験の受け入れ（共通）

法人全体	現在と同様に、地域福祉の向上のために施設での体験受け入れや外部への講師派遣等に取り組む。 地域の子どもに向けた福祉教育の充実に努める。
------	--

③地域との連携、協働の拡充を図る。（共有）

法人全体	各事業所又は法人として一般市民を対象としての施設開放、福祉技術の地域への還元、また、引きこもり、生活困窮者の社会参加の場の提供など多様な地域福祉への取り組みを行う。 ボランティア情報が共有できる仕組み作りを行い、ボランティアと事業所双方の希望する活動が速やかに行える環境を整える。
------	---

④地域の福祉ニーズの把握・分析とニーズ充足の足掛かりとなる新たな活動を検討する。(共通)

法人全体	施設長会議等において、障がい・高齢・児童福祉サービスの情報を共有する。制度の変化や今後の利用者の動向等の情報を把握確認することで法人の強みを活かした経営を行う。
------	--

実施計画 (②) (④))	[平成 27 年度] (実施済み) 障害：福祉専門職等養成機関より実習生の受入を実施。 高齢：例年同様に近隣の小中学校と連携して、体験学習や生徒と高齢者の交流の場を提供。福祉専門職等養成機関より実習生の受入を実施。 保育：中学校の職場体験、保育実習の受入。地域の子育て家庭への園庭開放、子育て、食事相談等の対応。福祉専門職等養成機関より実習生の受入を実施。
	[平成 28 年度] (実施済み) 法人全体：ボランティア等の法人内の情報共有会議を実施し受け入れ態勢の整備及び情報の共有化に努めた。 障害：各施設で資源回収、花いっぱい活動、芸能披露会などの地域交流活動を多面的に実施。 高齢：例年同様に近隣の小中学校と連携して、体験学習や生徒と高齢者の交流の場を提供。福祉専門職等養成機関より実習生の受入を実施。三条市のセカンドライフ事業との連携による効果的な取り組みを実施。 保育：中学校の職場体験、保育実習の受入。地域の子育て家庭への園庭開放、子育て、食事相談等の対応。福祉専門職等養成機関より実習生の受入を実施。
	[平成 29 年度] 法人全体：ボランティア受入についての統一マニュアルの導入、ボランティア情報の法人内共有、課題の検討。情報共有の仕組みづくりの検討及び、マニュアル、受付簿の見直し評価。

Ⅲ 人材育成と確保

①新人職員育成の取り組みの統一と充実を図る。(共通)

法人全体	教育担当者制度等の新人職員育成方法について法人内で基本的な姿勢と取り組みを統一する。
------	--

実施計画	[平成 27 年度] (実施済み) 各施設で新人職員の育成を実施。
	[平成 28 年度] (実施済み) 現在の各施設での取り組みの検証を実施し新人職員職場研修実施要綱を策定。
	[平成 29 年度] 新人職員職場研修実施要綱に従った新人職員職場研修の実施、評価及び修正。

※Ⅰ－①と合わせて実施。

②職員の個別研修計画に取り組む。(共通)

法人全体	法人研修担当者会議において研究、検討を行い、各分野・施設に応じた福祉人材育成に努める。法人で統一した手法により、全職員が自己課題の研修計画を立て、職階による指導者から指導を受けながら継続的に取り組む研修を行う。新人職員及び主任、管理職員等の望まれる職員像についても検討して示す。各年代や管理職等のキャリア層の研修、集合研修等への取り組みを充実する。
------	--

実施計画	<p>[平成 27 年度] (実施済み)</p> <p>個別の職員の研修計画を法人全体で統一した手法で実施。</p> <p>法人全体：管理職研修、法人実践研究発表会、新人職員研修会。</p> <p>各事業所：事業所内研修、新人職員研修、外部研修等の参加・実施。</p>
	<p>[平成 28 年度] (実施済み)</p> <p>個別の職員の研修計画を継続的に実施して評価、修正。</p> <p>職員の研修ニーズに合わせた研修の検討、実施。</p> <p>法人全体：管理職研修、中堅職員研修、法人実践研究発表、新人職員研修。</p> <p>各事業所：事業所内研修、新人職員研修、外部研修等の参加・実施。</p>
	<p>[平成 29 年度]</p> <p>S V (スーパービジョン) 体制の検討。</p> <p>目標管理と職員の個別研修計画の統合について検討し組織的に実施できるように調整する。</p> <p>法人全体：管理職研修、中堅職員研修、法人実践研究発表、新人職員研修。</p> <p>各事業所：事業所内研修、新人職員研修、外部研修等の参加・実施。</p>

③人事・給与制度(人事考課含む)及びキャリアアップ制度の見直し整備を図る。(共通)

法人全体	給与改正ワーキンググループ会議において、協議して改善案の提案を行う。
------	------------------------------------

実施計画	<p>[平成 27 年度] (実施済み)</p> <p>給与・人事考課制度(案)を作成し、新制度の平成 28 年度導入に向けた職員説明会等を 1・2 月に実施、周知。平成 28 年度より新制度の実施予定。</p>
	<p>[平成 28 年度] (実施済み)</p> <p>人事考課・給与制度の改正を実施した。給与改正ワーキンググループ会議を継続実施して、人事考課制度の課題解決に向けた対策の立案。</p>
	<p>[平成 29 年度]</p> <p>実施した制度の評価及び見直し、給与改正ワーキンググループ会議を継続実施して、課題の解決に向けた対策を検討。人事考課表(望まれる職員像)の職種別シートの作成。</p>

IV 法人の強み（総合福祉サービス）を活かした福祉サービスの提供

①同種事業所間、異種事業所間の連携や協力体制強化のための取り組みを進める。（共通）

法人全体	必要な職種や事業所等での定例会議の設置による効果を検討して、会議の設置へとつなげる。
------	--

実施計画	[平成 27 年度]（実施済み） 障害：障害施設合同研修会を 2 回実施して、職員意識の共有を図った。 高齢：施設を横断して施設長会議・生活相談員会議・栄養士会議等を実施。 保育：障がい児への支援について法人内の他事業所との連携を検討。
	[平成 28 年度]（実施済み） 障がい者施設と保育園の障がい児支援についての情報交換や連携を開始。各福祉サービスでも必要に応じて適宜、事業所間で連携、協力した対応の実践、実施。 また、法人職員有志が集まり、バレーボール部活動等が開始され職員間の交流に寄与。
	[平成 29 年度] 現在の取り組みの継続と見直しを実施。法人内協力体制の更なる拡大・発展の検討、実施。

②障害事業所から高齢事業所への利用者のスムーズな受け入れの仕組み作り。

（高齢 障がい）

障がい者福祉サービス 高齢者福祉サービス	「障がい者の高齢者施設転所のための検討会」を設置。障がい・高齢双方の事業所が利用者の転所の可否を見極めるために、お試し利用や職員間の相互確認、職員実習等を行い、障がい事業所から高齢事業所への転所がスムーズに実現するための仕組みづくりを行う。
-------------------------	--

実施計画	[平成 27 年度]（実施済み） 障害施設の利用者 2 人が高齢施設に転所。実際の転所によって、障害・高齢施設の相互の情報交換や関わりが増え、職員の専門性の向上にも寄与。 障害施設から高齢者施設への転所に伴う対応方法の仕組みづくりを検討し必要な手順、情報提供、協議の持ち方等のマニュアルを作成。
	[平成 28 年度]（実施済み） マニュアルに従った障害事業所から高齢事業所への利用者の施設転所支援の実施。当該年度は対象利用者不在で、障害施設から高齢者施設への転所はなし。
	[平成 29 年度] より詳細なマニュアルの作成と評価、見直し。マニュアルに支援事例等を順次付加。

V 法人経営

①法人組織・経営力の強化に向けて幹部・中堅職員を育成する。(共通)

法人全体	次代を担う幹部、中堅職員の育成をする。 組織力を高める組織・人事体制の整備をする。
------	--

実施計画	[平成 27 年度] (実施済み) 管理職研修を実施して、管理職の自覚と資質向上の機会設定。 給与制度等の検討と合わせて、法人職員のキャリア形成の再検討を実施。
	[平成 28 年度] (実施済み) 管理職と主任等の階層別の職員研修を実施。
	[平成 29 年度] 職種別研修の検討、実施。

②財務の経営状況を見据え計画的な経営に努める。

設備の老朽化に伴う施設整備等積立金（修繕積立金）の確保と適切な運用（共通）

法人全体	中長期的な財務の経営状況の推移を確認し、事業展開や職員処遇等について計画的に取り組む。法人資金の適切な会計区分移動（施設整備等積立金）を行い、施設・設備の老朽化等に備える。
------	--

実施計画	[平成 27 年度] (実施済み) 平成 26 年度から平成 36 年度までの 10 年間、年間 36,000,000 円施設修繕積立を行う実施計画を策定し、施設及び設備の老朽化への対応開始。
	[平成 28 年度] (実施済み) 社会福祉充実残額の計算式を基に、施設修繕積立を行う実施計画の修正を実施。
	[平成 29 年度] 中・長期法人財務計画と連動性のある、次期、法人中・長期計画の策定。

③保有地・施設等の環境保全整備と有効活用の検討を進める。(共通)

法人全体	施設の設備や敷地等の計画的な整備・活用方法などについて検討を行う。
------	-----------------------------------

実施計画	[平成 27 年度] (実施済み) 老朽化した長久の家の建て替え（民営化）を三条市からの支援を受けて着手（H28.5 完成）。
	[平成 28 年度] (実施済み) 法人大規模修繕計画を策定。いからしの里では、玄関前の樹木を伐採。
	[平成 29 年度] 計画的な施設整備を順次実施。

④リスク管理 防災マニュアル等の計画の見直し、整備をする。(共通)

法人全体	大規模災害時の法人としての対応方法について定め、法人内で有機的な連携が出来るように仕組みづくりを行う。
------	---

実施計画	[平成 27 年度] (実施済み) 他法人の取り組み等について情報収集を実施。
	[平成 28 年度] (実施済み) 法人総合災害対策規程の策定。
	[平成 29 年度] 法人総合災害対策規程の職員周知と訓練の実施。

VI 魅力的な職場づくり

①魅力的な職場づくりを積極的に進める。

: リフレッシュ休暇 子育て支援 ノー残業デイ メンタルヘルスなど。(共通)

法人全体	社会福祉法人県央福祉会 行動計画に定めた内容と合わせて職員のメンタルヘルス等について法人内に必要な窓口を設置する。
------	---

実施計画	[平成 27 年度] (実施済み) 就業、労働条件、職場復帰、法律相談について職員からの相談を受け付ける、施設や法人事務局の相談体制及び窓口を職員に周知。 次世代育成行動計画に伴い、各施設でノー残業デイ、メンタルヘルス研修、リフレッシュ休暇等を段階的に実施。
	[平成 28 年度] (実施済み) 次世代育成行動計画の実施及び評価。ノー残業デイの徹底、リフレッシュ休暇の段階的な取得を奨励、推進。
	[平成 29 年度] 次世代育成行動計画の実施及び評価。

附 則

この計画は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

1 社会福祉法人県央福祉会基本方針

1 事業

(1) 障がい者福祉

障がい者支援施設いからしの里は、生活介護、施設入所、短期入所（ショートステイ）及び日中一時支援の事業を行い、利用者が喜びを感じながら心身ともに安定した生活や活動ができるよう支援する。

障がい福祉サービス事業所杉の子工房は、就労移行支援と就労継続支援B型及び日中一時支援の事業を行い、利用者の就職や就労への意欲を高める支援を行う。また、いからし工房は、生活訓練と就労継続支援B型に併せて日中一時支援の事業を行い、自立生活や就労の意欲を増進する支援を行う。なお、両事業所とも就労支援においては利用者の工賃向上に力を入れて進める。

昨年6月に新築の施設で再スタートした障がい者居住支援拠点施設長久の家は、共同生活援助（障がい者グループホーム）、地域活動支援センター、相談支援センター、障がい者就業・生活支援センターの各事業を行う。共同生活援助・長久の家は、拠点施設内の3グループホーム、市内8か所のグループホーム、サテライトホーム等で生活する利用者の生活実態やニーズに合わせて地域生活や居住生活の専門的支援を統括的に実施する。地域活動支援センター・長久は、障がい者の自由活動や余暇活動等の支援を平日・休日を問わずに実施し、居住支援拠点施設としての機能と役割を充実する。相談支援センター・ハートは、相談者の様々な相談に応じたり利用者個々の生活プランの支援などを行ったりするほか、県央圏域の相談支援体制の整備や地域のネットワークづくり等を推進する障がい者地域生活支援センター事業（県の委託）も担う。就業・生活支援センター・ハート（国の委託、雇用安定事業）は、障がい者の雇用や就労に関わる種々の課題やそれに必要な生活面の支援を行う。

特別養護老人ホームうらだての里の訪問介護事業による障がい者の居宅介護・重度訪問介護の事業は継続・拡大をし、居宅での支援ニーズに応える。

(2) 高齢者福祉

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）つかのめの里、うらだての里、おおじまの里は、入所者の安全・安心を基盤において利用者主体の手厚い介護サービスや生活支援等を行う。

在宅福祉においては、短期入所生活介護事業（ショートステイ）、通所介護事業（デイサービス）、介護予防短期入所・通所介護等の関係事業、訪問介護事業（ホームヘルプ）、居宅介護支援事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型通所介護事業並びに共同生活介護事業（認知症高齢者グループホーム）、配食サービス事業などを行い、高齢者の多様な福祉ニーズ

に対応するサービスを展開する。

地域包括支援センター(東、嵐北の2圏域、三条市委託)は、地域における高齢者福祉の推進拠点として包括的支援、介護予防支援、総合相談支援等の業務を進める。

三条市指定管理者制度による生きがい活動支援通所事業・中央いきいきセンターの管理運営は、これまでどおり市民の介護予防保健施設としての役割と生活文化の向上等がより伸展するよう進める。

(3) 児童福祉

児童福祉施設にじいろ保育園は、零歳から就学前までの児童に対し、それぞれの成長段階を踏まえて、一人一人の個性の伸長とより良い心身の発達・育成に力を入れながら地域の子育て支援のニーズを重視した保育を行う。また、近年の利用児童数の増加に伴い、特に施設設備の安全管理や遊び場の確保など、環境整備に対する十分な配慮のもとにのびやかな保育を進める。

2 目 標

(1) 障がい者支援

- ① 利用者が日々の生活や活動に満足感を持ち、一人一人に応じた自立が図れるようにする。
- ② 社会参加への興味と喜びが広がるようにするとともに、地域で安心して暮らすことができるようにする。
- ③ 生活介護、就労・雇用、自立訓練、地域居住生活、相談援助など、利用者が必要な支援を選択しながら自己実現への希望と意欲を持った生き方ができるようにする。

(2) 高齢者支援

- ① 利用者が身体面・精神面において安全・安心の気持ちで、より安定した快適な生活を送れるようにする。
- ② 一人一人が自己のニーズや思いへの充足を感じながら、生きがいを持ち自己実現に向けた豊かな生き方ができるようにする。
- ③ 居宅介護支援や在宅サービス等を利用しながら、住み慣れた家庭・地域での生活が継続できるようにする。

(3) 児童支援

- ① 子どもたち一人一人が自己を十分に発揮しながら活動し、心身ともに逞しく豊かな発達・成長が図れるようにする。
- ② 日々、健康・安全で、かつ情緒が安定した健やかな生活を送れるようにする。
- ③ 家庭及び地域の保育ニーズに対応しながら、乳幼児期における人間形成の基礎づくりが成されるようにする。

3 方 針

(1) 一人一人に合ったサービスへの創意工夫

各事業は、真に利用者（児童を含む、以下同じ）一人一人に合ったサービスや利用者の思い・自己実現に向けた支援方法について常に創意工夫を重ねながら実践していく。そのため、特に利用者・家族の確かなニーズの捉えに基づく最適な支援計画等の作成・実践とその評価、チームワークやネットワーク等による支援方法の充実、幅広い社会資源の活用などに力を入れたサービスを進める。

(2) 人権・権利擁護の重視と人格を尊重したサービスの提供

常に利用者の人権と権利の擁護を最重視するとともに、一人一人の人格を尊重したサービスの提供を行う。また、利用者・家族等からの相談などに対しては誠実で迅速かつ適切に対応し、利用者・家族等が納得し満足できるより良い方策やサービスに繋げていく。

(3) 生活環境づくりの工夫

利用者がいつも喜びの気持ちを持ち、楽しさを味わい、夢を感じることのできるような生活環境づくりを工夫し構築する。また、生活や活動の場、居住の場として、利用しやすく安全・安心が実感できるような環境整備を行う。さらに、利用者の周囲の人的環境・社会環境などにも意を注ぎ、利用者がいつも落ち着いて過ごせるように配慮する。

(4) 家族・地域住民との交流・連携と地域福祉の推進

家族・地域住民の理解や協力を得るための交流・連携の活動を積極的に進めるとともに、地域への施設開放や福祉技術の提供等を通して地域における開かれた事業所としての役割や福祉力を広げるようにする。また、法人は社会福祉事業者として地域の多様な福祉ニーズに進んで対応していく構えを持ち、そのための基盤を整えながら種々の形で地域福祉の推進に参加・参画していく。

(5) 研修等と職員の資質向上・人材の育成

多様化する福祉ニーズへの対応や法人理念の具現化、事業のより良い推進を目指して研修活動に力を入れる。そのため、本部及び各事業所は、職員の技量・実践力等を広げる研修、経営・運営・管理等の力量を高める研修、豊かな人間性を培う研修など、職員の年代層やキャリア等に応じた研修等を計画的に進め、職員の資質向上と人材の育成に進んで取り組む。

(6) 法人経営基盤の強化

法人の中長期の展望を見通して経営基盤を強化する。特に、質の高いサービスへの継続的 pursuit、地域のニーズへの対応と社会に貢献する事業の展開、人材の確保と育成、福祉 3 分野を担う法人としての特徴を実効化する運営、今後を見据えた施設設備等の保全と環境整備、職員の労働環境等の整備、財務基盤の安定化などについて具体的課題と方策を明確にし、事務局と事業所が一体的に取り組む体制の中で法人経営の継続的・発展的な基盤を固めていく。

2 障害者支援施設いからしの里経営計画

1 経営方針

施設入所支援と生活介護の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や関係諸法並びに社会福祉法人県央福祉会の基本方針に基づき、利用者一人一人がその人らしく張り合いと活力を持ちながら、心身ともに充実・安定した生活や活動ができるように、地域や家庭、関係機関と連携し、信頼される施設づくりを進めていく。

(1) 一人一人に合った支援

利用者一人ひとりの思いや自己実現に向け、心身の状況等に応じた支援方法について、常に創意工夫を重ねながら実践していく。特に利用者・家族等の確かなニーズの捉えに基づく支援計画の作成と評価、チームワークやネットワーク等による支援方法の充実、幅広い社会資源の活用などに力を入れて支援を行う。

(2) 人権・権利擁護の重視と人格を尊重した支援

常に利用者の人権と権利の擁護を最重視するとともに、一人一人の人格を尊重したサービスの提供を行う。

(3) 健康管理・安全管理の重視

利用者の健康・安全管理は施設内の関係部門が連携しながら総合的に支える。特に健康面に関しては医療機関と連携を図りながら疾病等の早期発見、早期治療に努め、健康で安心・快適な生活ができるようにする。

(4) 生活環境を活用した支援

利用者がいつも喜びや楽しさ、夢を感受できるような生活環境づくりを行う。また、利用者の充実した生活や活動に向けて、個室と共有場所の効果的な活用や、周辺環境を整え、支援の充実を図る。

(5) 家族・地域との積極的な交流・連携の推進

家族や地域住民との交流・連携を積極的に進め、理解や協力を得ながら利用者の生活がより一層充実するよう取り組む。

(6) 誠実・迅速な苦情相談への対応

利用者・家族等から寄せられた苦情や相談に対しては、誠実で迅速かつ適切に対応し、利用者・家族等が納得し満足できるより良い方策やサービスに繋げていく。

(7) 職員の資質向上・人材の育成

事業のより良い推進を目指して、積極的に専門性を高める研修等に取り組み、職員の資質向上・人材の育成を図っていく。

2 重点事項

(1) 最適な支援計画作成と多様な方法による支援の充実

利用者一人一人にマッチした最適な計画(個別支援計画)を作成する。また、複数職員の支援力を生かしたチームワーク支援や地域の種々の社会資源の活用などに取り組み、多様で創意工夫ある充実した支援を進める。

(2) 人権・権利擁護と人格尊重を基本においた支援

人権、権利の擁護、人格の尊重は「質の高いサービス」の根源であることを常に基本において支援する。そのため、特に利用者に対する受容、自己決定、傾聴等を大事にした支援を行う。

(3) 健康・安全管理における各部門及び医療機関との連携強化

利用者の健康・安全に向けて、施設内の医務、給食、支援部門の綿密な連携体制を強化し、定期的に全職員で連携のチェックをしながら進める。また、疾病等の予防、早期発見、早期治療等は日頃からの医療機関との密接な連携に留意して進める。

(4) 施設環境の有効利用

施設環境のより有効な活用方法を工夫する。特に、個室ユニットや共有の場所・設備、周辺の自然など、利用者の生活のしかたや活動内容と合わせてより良い活用方法を創造する。また、利用者が喜びや楽しさを感じてできるような環境づくりにも力を入れる。

(5) 利用者が外部の人とのかかわりを広げるための家族・地域との連携

家族や地域の人との来所、地域に出かける活動等に積極的に取り組み、利用者が家族や地域の人と交わる喜びを増やすための連携方法に重点を置く。同様に広くボランティアを受け入れ、利用者との相互交流が図れる機会をつくっていく。また、地域への施設開放、福祉技術の提供等の機会をさらに増やし、地域での施設の役割を広げる。

(6) 利用者・家族の満足度を大事にした苦情や相談への対応

苦情や相談には誠実・迅速を重視し利用者や家族等の思いや満足度を根底において対応する。また、苦情や相談はその後の支援方法や施設経営にプラスになる材料として受け止め対応する。

(7) 職員の研修と資質向上・人材育成

法人や部外等の研修と併せて施設内研修の充実を図る。特に、障がい者支援の価値や多面的な支援の知識・技術の習得、或いは障がい者の高齢化への支援など、職員の専門性と実践力を広げる研修に力を入れ、資質向上・人材育成に繋げる。

3 障害福祉サービス事業所杉の子工房経営計画

1 経営方針

障害福祉サービスの就労移行支援事業及び就労継続支援(B型)事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令並びに県央福祉会の基本方針に基づき、利用者一人一人の人格尊重と利用者本位の経営を根本に据え、利用者の日常生活の自立、就労意欲の高揚、積極的な社会参加を目指し、地域との連携を重視しながら、健全で利用しやすい施設づくり・経営を進める。

(1) 利用者の就労意欲を高め、自己実現を図る自立生活への支援

就労移行支援、就労継続支援(B型)のそれぞれの事業を通して、一人一人の個性や能力に応じた作業と支援方法により就労意欲を高めるとともに、利用者の工賃向上にも力を入れる。また、自己実現を図る自立生活への支援を行う。

(2) 人権・権利擁護と人格尊重の支援

利用者の人権と権利の擁護を最重視し、一人一人の人格や考えを尊重した支援を行う。

(3) 生活・作業環境づくりの工夫

利用者が、活動の場として利用しやすく安心・安全の気持ちで過ごせるように環境整備を行う。老朽化等に伴う修繕等にも計画的に対応する。

(4) 地域社会・諸機関等との連携・交流

利用者の家族や地域住民、関係機関、諸団体等との連携・交流の活動に積極的に取り組むことで、地域との結び付きを深める。

(5) 職員の資質・専門性の向上と人材育成

計画的に職員の資質向上のための研修活動及び専門資格の取得を推進することにより、人材育成と組織の活性化を図る。

(6) 施設経営の健全化

事業の継続的運営と安定した経営のための財務管理に取り組む。

2 重点事項

(1) 支援計画・支援方法の充実

① 一人一人の最適な個別支援計画等を作成するとともに、常に計画や支援方法を見直しながら支援に当たる。

(2) 自己実現を図る生活支援の重視

① 常に利用者の思いや確かな生活ニーズの把握を行い支援に当たる。

② 一人一人の生活全体を通じた視点から、特に利用者の選択・決定等の自立の力を高め、自己実現を図ることを重視した生活支援を行う。

(3) 作業や就労への意欲を高める支援の充実

① 就労移行支援・就労継続支援(B型)ともに、利用者の個性・能力・適性に応じた作業種の選択・拡大と個々に応じた支援方法で持続性、協調性、確実性を養う。

② 就労移行支援においては、特に施設内・施設外での多様な作業や体験を通して、一般就労への意欲と技能の向上を図り職業準備性を高めることを重視する。

③ 就労継続支援(B型)においては、多様な作業活動を通して、利用者の働くことへの意欲と

ともに工賃向上の意識を高めることも重視する。

- ④ 利用者が就労した場合は、職場適応の援助を適切かつ必要に応じて継続的に行う。
- (4) 人権・権利擁護と人格尊重を基本においた支援
人権、権利擁護、人格尊重は支援の基本ととらえ、特に利用者に対する受容、自己決定、傾聴などにより利用者の思いや考えを大事にした支援を行う。
- (5) 生活・作業環境の整備と工夫
 - ① 利用者が喜びや楽しさを感じることができる生活・作業環境を工夫する。
 - ② 改修・修理等が必要な場合は可能な限り早期の改善を図る。
- (6) 社会参加や行動力を高める余暇活動・係活動等の推進
 - ① 各種余暇活動等への積極的参加を促し、多くの活動体験や楽しさを通して社会参加に対する意欲を高め地域社会への視野を広げるよう図るとともに、それぞれの場面で自己選択・決定・行動ができる力を伸ばす。
 - ② 当番活動や係活動等の自主的活動を通して、意欲的に物事に取り組んだり、責任をもって役割を果たしたりする心構えや行動力・習慣が身に付くようにする。
- (7) 家族、関係機関等や地域社会との理解・協力を得る連携・交流
 - ① 保護者・家族との連携においては、施設運営説明会、面談会、通信や連絡ノート、施設の行事やボランティアへの協力・参加などを通して情報交換を図り、利用者の支援に対する理解と協力を得るようにする。
 - ② 施設から地域への情報発信や行事案内、地域へのサービス活動、ボランティアの受け入れ等、地域と積極的に交わる活動を行い地域社会との交流と相互理解を図る。
- (8) 施設内研修・専門的研修等の推進
 - ① 職員の資質を高め、質の高いサービスを提供するため施設内研修を充実するとともに、外部研修、専門的研修、資格取得の自己啓発の研修等を積極的に推進する。
- (9) 財務の安定化
 - ① 経営上の収支のバランスに配慮しながら、安定的、継続的な財務運営を図る。

3 作業内容・体験活動等

- (1) 受託作業
各事業所から委託を受け、各種金物用品・プラスチック用品・家庭用品・日用雑貨品などの組立・磨き・包装・部品付けセット、紙箱折りなど多種類の作業を行う。
- (2) 施設外作業・職場実習
作業技能の伸長と工賃向上に向けて、法人施設の清掃業務や各事業所等の協力による施設外作業に幅広く取り組むとともに、必要に応じて職場実習を行う。
- (3) 農業生産活動・自主製品事業
農業生産活動(栽培活動)では生産量、販売先の拡充と共に法人内の施設厨房で農産物を加工した菓子製造作業を行い、販売することで更なる工賃向上に繋げる。
- (4) その他の活動
「ふれあい広場『スマイル本町』」の接客活動を継続する。

4 障害福祉サービス事業所いからし工房経営計画

1 経営方針

障害福祉サービスの就労継続支援B型事業及び自立訓練(生活訓練)事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法並びに社会福祉法人県央福祉会の基本方針に基づき、利用者一人一人の人格の尊重と利用者本位の経営を根本に据え、利用者の日常生活の自立と就労意欲の増進、積極的社会参加を目指し、地域や関係機関と連携しながら、信頼され親しまれる施設づくり・経営を進める。

(1) 利用者の自立生活への支援

就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)のそれぞれの事業を通して、利用者が日々の活動や生活に満足感を持ち、一人一人に応じた自立が図れるようにする。

(2) 就労意欲を増進する支援

利用者の特性に即した事業内容の改善と適切な支援を行い、就労への意欲を増進する。

(3) 人権・権利擁護の重視と人格を尊重した支援

利用者の人権と権利の擁護を最重視するとともに、一人一人の人格を尊重した支援を行う。

(4) 家族・地域住民との連携・交流と地域福祉の推進

家族や地域住民、諸団体、関係機関等との連携・交流を深めるとともに、地域への施設開放や福祉技術の提供等を通して、地域における施設の役割を広げるようにする。

(5) 職員の資質・専門性の向上

積極的に研修活動及び業務に必要な専門資格の取得を推進し、職員の資質・専門性の向上を計画的に進め、人材育成と組織の活性化を図る。

(6) 健全な施設経営

支援活動や財務など健全な施設経営を行い、地域の信頼や期待に応えられるよう努める。

2 重点事項

(1) 支援内容・方法の充実

- ① 利用者・家族の確かなニーズの捉えに基づく最適な個別支援計画を作成・実践していく。
- ② 支援方法を常に見直ししながら、一人一人に合ったサービス提供ができるようにする。

(2) 一人一人に応じた自立支援・生活支援の重視

- ① 一人一人の思いや生活スタイルを重視した自立支援・生活支援を行う。

(3) 多様な活動による就労意欲の高揚と工賃向上を図る支援の充実

- ① 利用者の適性と特性に応じた支援方法と作業環境改善により、持続性、協調性、確実性を養う。
- ② 就労継続支援B型事業では多様な作業活動、施設外作業、職場実習などを通して、就労意

欲が増進するよう支援する。

- ③ 自主製品の種類と販路拡大に努め、工賃の向上を図る。
- (4) 人権・権利擁護と人格尊重を基本においた支援
 - ① 人権・権利擁護、人格の尊重は支援の基本ととらえ、特に利用者に対する受容、自己決定、傾聴等を大事にして支援を行う。
- (5) 社会参加や行動力を高める活動等の推進
 - ① 自治会の活動や係活動等を通して、積極性・主体性・責任感が身に付くようにする。
 - ② 地域の諸行事や活動等への参加を促し、社会参加への興味と喜びが広げられるようにする。
- (6) 利用者の生活を高めるための家族、関係機関、地域社会等との連携
 - ① 保護者・家族との連携では、面談会や通信、連絡ノート等で情報交換を図り、より良い支援に繋げていく。
 - ② 各事業所及び関係機関との連携を密にし、利用者が自己実現への希望と意欲を持ち続けながら、その人らしい生き活きとした生活ができるよう支援する。
 - ③ 施設から地域へ情報発信を行い、ボランティアの受け入れや地域との交流行事などにより、一層の理解・協力を得るとともに、利用者の豊かな生活に結びつけられるようにする。
- (7) 職員の技量向上を目指す研修活動の推進
 - ① 職員の資質を高め、質の高いサービスを提供するために、職員の福祉サービスの技量・実践力・モチベーションを高める研修、経営・運営・管理等の力量を広げる研修、豊かな人間性を培う研修など施設内外での研修活動に取り組む。
 - ② 専門資格取得を積極的に推進する。
- (8) 健全な施設経営
 - ① 質の高いサービスへの継続的 pursuit と実践による健全な施設経営に力を入れ、地域から信頼され期待される施設となるよう努める。
 - ② 経営上の収支のバランスを図りながら、安定的な財務管理を進める。

3 自立訓練(生活訓練)の活動等

- (1) 自立した日常生活を営むために必要な計画立案と、それに基づく訓練及び各種相談援助を行う。
- (2) 地域において自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携、調整を行う。

4 就労継続支援B型の活動等

- (1) 受託事業
 - 各事業所から委託を受け、各種園芸用品・家庭用品の組立・シール貼り等多種類の作業を行う。

(2) クリーニング事業

リネン類を中心とするクリーニングの下請け作業の継続及び、自主請け作業の開拓も行う。

(3) 施設外作業・職場実習

公園清掃、法人施設の弁当配達、古紙回収等の施設外作業を積極的に行うとともに、必要に応じて事業所等の協力を得て職場実習を取り入れる。

(4) 自主製品事業

自主製品づくりや菌床椎茸、無農薬野菜の栽培、厨房を利用した菓子製造に取り組み、工賃向上に繋げる。

5 障がい者居住支援拠点施設長久の家経営計画

1 経営方針

障がい者居住支援拠点施設長久の家で行う下記の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令並びに社会福祉法人県央福祉会の基本方針に基づき、利用者一人一人のニーズを的確に把握し、自立生活や就労、社会参加や余暇活動等に対して主体的に取り組む意欲や実践力を高める支援を行う。そのため、各方面との連携を根底に据えながら居住支援拠点施設としての機能と役割を充実させる。

＊障がい者居住支援拠点施設長久の家で行う事業

- ・共同生活援助（障がい者グループホーム～拠点内3ホームと市内8ホーム・サテライトホーム）の地域生活や居住生活を統括支援
- ・地域活動支援センター（365日開所）
- ・障がい者就業・生活支援センター（国の委託、雇用安定事業）
- ・相談支援センター（県委託・地域生活支援センターを含む）

（1）多方面との連携を根底においた居住支援拠点施設としての基盤の充実

長久の家は、市内にあるグループホーム等の統括的な居住支援拠点施設として、各関係機関や諸団体、各法人、地域など、多方面との連携を重視して拠点施設の機能と役割を充実する。

（2）人権・人格の尊重と利用者主体を重視した支援

常に利用者の人権・人格尊重を基本におき、利用者主体を重視した支援を行う。

（3）喜びと安定を図る住まいの環境づくりと地域活動支援センターの余暇活動等の推進

利用者が喜び、安定した気持ちで日々の地域生活を楽しめるような支援計画を基にして、居住の諸々の環境をつくり支援する。また、地域活動支援センターは、個人や仲間同士の思い・考えを大事にした余暇活動や自由活動等の支援を行う。

（4）自主的な社会参加の推進

利用者が進んで社会の種々の活動に参加する意欲と実践力を高揚し、地域の一員としての喜びを味わえるように支援する。

（5）健康、安全管理への配慮

居住場所や日常生活での健康管理、安全管理には日頃より十分に配慮をし、緊急時等にも関係機関と連携しながら対応できる体制を整えて支援に当たる。

(6) 生活、就労等の総合的体制による支援

相談支援センターは相談者の種々の相談援助や利用者の生活支援計画作成・援助を適切に行い、就業・生活支援センターは各機関・事業所等と連携しながら就労意欲の高揚と持続を大事にした支援を行う。グループホームの支援は居住担当の部署だけでなく、施設内の余暇等の支援や相談支援・就労支援の部署と連携・協働しながら総合的体制で支援に当たるようにする。

(7) 職員の資質と専門性の向上

職員（各グループホームの世話人含む）は、各種研修において障がい者支援の資質と各部署に必要な専門的支援の技量向上に努める。

2 重点事項

(1) 拠点施設としての支援組織の再編と多方面との連携

地域の障がい者のニーズに沿ったより良い居住支援・地域生活支援を進める。併せて種々の関係機関・諸団体・各法人・家族や地域住民・勤務事業所、その他多方面との幅広い連携に力を入れ、居住支援拠点施設としての機能を充実させる。

(2) 利用者の人権・人格の尊重と一人一人の意思・考え・主体性の重視

全ての支援部署において、常に利用者の人権・人格の尊重を支援の根源におき、特に一人一人の意思や考え、主体性を重視した支援を進める。

(3) 喜びや心の安定等の環境づくりと地域活動支援センターの余暇活動等

長久の家及び各グループホームは、一人一人の実態や思いによる計画を基に、利用者の喜びや心の安定等を大事にした生活環境づくりを進める。また、地域活動支援センターは休日にも開所し、やりがいや楽しさが実感できる余暇活動、自由活動、仲間との交流活動などを行い支援する。

(4) 社会参加の意欲・実践力の高揚

地域の行事、社会活動などへの積極的参加の意欲と実践力を高め、自主的に行動することや地域の人と交わることへの喜びが持てるように支援する。

(5) 安全管理、健康管理への対応と連携体制の確立

利用者の安全確保を第一とし、各グループホームにおける定期的な設備の点検・避難訓練等を実施するとともに、休日・外出時の緊急事態等における連携体制を確立して迅速に対応する。また、利用者の高齢化・重度化にも、可能な限りグループホームで生活できるように、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる体制を整備する。定期的に各ホー

ムを訪問し、日々の健康管理、健康観察に十分留意し、疾病等の予防・早期発見等に努め、通院・服薬等を適切に行うとともに、緊急の疾病等の場合は利用者の勤務場所、医療機関との連携体制を基に適切に対応・支援する。

(6) 拠点施設内各部署の総合的支援体制による支援

全グループホームの支援は、拠点施設内にある居住支援、余暇等の支援、相談支援、就労支援の各部署がそれぞれの専門分野を生かし、協働しながら総合的支援体制のもとに進める。

(7) 各グループホームの施設整備の点検・整備

特に、年数の経ったグループホームにおいては施設整備の点検や補修をこまめに行い、利用者がいつも安定した気持ちで快適に生活できるようにする。また住み替え、建て替え等も計画的に検討し進める。

(8) 苦情相談への誠意ある迅速な対応

利用者及び家族等からの苦情や相談には迅速かつ誠意をもって対応し、解決に向けて積極的に取り組む。

(9) 職員の資質・専門性の向上

常に職員（世話人等も含む）は、障がい者理解に力を入れ、施設内研修や外部研修、法人の研修等に積極的に取り組み、各部署の支援における必要な専門性や技量が高まるようにする。

6 特別養護老人ホームつかのめの里経営計画

1 経営方針

老人福祉法等の基本理念及び社会福祉法人県央福祉会の経営理念・基本方針に基づいて、利用者一人一人の基本的な人権を尊重し、キャッチコピーの“ほっと心が和む里、いつでも聞こえる笑い声”の明るく、楽しく、心が和む、潤いのある施設運営を展開する。

(1) 生きがいのある生活を支える施設サービスの提供

家族との連携を密にし、利用者の意思及び人格を尊重した施設サービスを提供し、生きがいを持ち、自己実現が図れる生活が送れるよう努める。

(2) 住み慣れた地域での暮らしを支える居宅サービスの提供

心身の状況及び生活環境などに対応した居宅サービスを提供し、また地域との連携、協働の中で、住み慣れた地域での家庭生活が継続できるよう努める。

(3) 地域社会への貢献

各サービス機能の一体的な運営を図ることにより、より質の高いサービスを提供するとともに、施設や職員の専門性の還元を図り、地域に開かれた高齢者福祉の拠点施設としての推進を図る。

(4) 健全な施設経営

健全財政の推進を図るとともに、職員の資質向上、魅力的な職場づくりに努め、地域の信頼と期待に応える施設経営にあたる。

2 重点事項

(1) 信頼されるより良い施設サービスの推進

① 寄り添った介護

自己実現を目指し、利用者の意思及び人格を尊重し、心の通う寄り添った介護で、家庭との連携を図りながら、家庭生活の雰囲気を生み出すグループケアを継続する。

② 機能訓練の充実

生活の中にリハビリを位置づけ、生活リハビリとして、身体機能の回復及び維持を図る。

③ 楽しい食事

食事には、栄養・嗜好など細やかな配慮をし、おいしく楽しい食事の機会を提供するとともに、経口摂取継続支援に努める。

④ 健康管理の充実

嘱託医師及び協力病院との密接な連携での健康管理に努めるとともに、利用者、家族の意向に基づくその人らしさを尊重した看取りケアの充実を図る。

- ⑤ 潤いのある生活
生活の中に、外出の機会や季節の行事・レクリエーションなどを取り入れ、楽しみのある生活が送れるよう努める。
 - ⑥ 居住環境の整備
利用者のプライバシーに配慮し、安全で、安心した生活が送れるよう、環境を整える。
 - ⑦ 防災対策の充実と災害時の業務継続
火災、地震、風水害、不審者侵入等の非常災害に迅速に対応できる防災教育を実施し、防災安全対策に努める。また、災害を想定した事業継続計画を検討する。
 - ⑧ 地域交流の促進
地域、ボランティア及び各種団体との交流を積極的に展開し、開かれた施設運営に努める。
- (2) 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることのできる支援の推進
短期入所、通所介護、居宅介護支援などの居宅サービス事業を推進するとともに、配食サービス事業の実施、及び地域密着型サービス事業(小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設)と地域包括支援センターの取り組みで、サービス機能の一体的な運営を図り、家庭・地域の中で、自分らしい生活が継続できるよう努める。
 - (3) 未来の福祉人材の育成
学生等の実習や、小・中学校の総合学習等の受け入れを積極的に行う。また施設や職員の専門性を地域へ還元する活動に、積極的に取り組む。
 - (4) 関係機関との連携
より良いサービスの提供を推進するため、関係市町村、医療機関及びサービス事業者など地域との連携や協働に努める。
 - (5) 職員の資質向上
質の高いサービスを提供するため、研修、研究活動を推進する。また、職員の働く意欲の向や業務負担の軽減検討に努めると共に腰痛予防やメンタルヘルスチェックを実施し、職員が健康で働きやすい環境を整える。
 - (6) 健全な施設経営
職員一人一人が常に課題意識と改善を考える経営意識の醸成を図る。また、積極的な情報提供により、事業の透明性の確保に努める。
 - (7) 施設の整備
エコロジー対応に配慮しつつ、老朽化に伴う、安全、快適な計画的整備計画を検討する。

7 特別養護老人ホームうらだての里経営計画

1 経営方針

老人福祉法等の基本理念及び社会福祉法人県央福祉会の経営理念・基本方針に基づいて、施設及び在宅福祉サービスの利用者一人一人の基本的な人権を尊重し、安らぎのある生活支援を通して利用者に安心、安全を提供し、家族から信頼、地域から期待される施設運営を推進する。

(1) 地域社会への貢献

地域の高齢者が安心して生活が送れるよう地域と連携・交流し、地域福祉の向上に努める。

(2) 公平・公正な施設運営

快適な生活環境を整えて施設・在宅福祉サービスを提供し、利用者及び家族の信頼と期待に応えられる施設運営に努める。

(3) 利用者の生活の質の向上

利用者一人一人の願いを尊重し生活の質の向上を図り、自立できる生活の実現に努める。

(4) 職員の資質と専門性の向上

職員は、日々研修に励み、より質の高いサービスを提供することに努める。

2 重点事項

(1) 個別ケアの充実と家族との連携

利用者の自立支援と、一人一人の想いを大切に「利用者の望む生活」の実現のため、個々の心身の状態に応じたサービスの提供と寄り添うケアを継続する。また、家庭との連携を図りながら、利用者・家族の要望に応じていくよう努める。

(2) 利用者の健康管理

協力病院、嘱託医師と連携し、個々の利用者の健康管理に努めるとともに、要望が増えていく看取り介護の充実を図り、安らかな看取りができるように努める。

(3) 楽しみのある食事の提供

季節を感じる事ができる食事及び、一人一人の嗜好を取り入れた喜ばれる食事の提供と栄養ケアマネジメントによる栄養状態の改善・維持に努める。

(4) 居住環境の整備

グループケアを実施し馴染みの関係や環境の中で利用者の人権とプライバシーに配慮するとともに、家庭的な環境づくりを促進し、利用者・家族にとって安全で安らぎのある場となるよう居住環境の整備に努める。

(5) 地域交流の促進

利用者が楽しく生き生きとした生活を送ることができるよう、地域や各種団体との交流やボランティアの受け入れを積極的に行い、開かれた施設運営に努める。

(6) 防災対策の充実

火災・地震・水害等の緊急時に対応できる防災教育と避難訓練を実施するとともに、施設設備、機器等の定期点検の確認、保守管理を行う。また、地域住民の協力を得て施設防災協力員の組織体制の充実を図り、防災安全体制の確立に努める。

(7) 在宅介護サービスの事業促進

短期入所・通所介護(一般型、認知症対応型)・訪問介護・居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護「くつろぎ」及び高齢者家族の総合相談窓口である地域包括支援センター嵐北等の事業と連携を図り、住み慣れた地域で最後まで在宅生活が継続できるように在宅サービスの支援に努める。

(8) 組織の活性化と職員研修、研究活動の推進

福祉サービスの質の向上を目指し「感謝する心・謙虚な心・共感する心」を研修の基本姿勢とした職場研修、職員研修体制を整備し、積極的な研修会への参加や自主研究活動の推進を図るとともに、やりがいのある職場づくりのため、共に学び共に育ち合う福祉人材の育成に努める。

(9) 公益事業の推進

栄養バランスのとれた食事サービスの提供や安否確認・栄養指導を含めた配食サービス事業を継続する。

(10) 関係機関との連携

より良いサービスの提供のため、関係市町村、医療機関、サービス事業者との連携を図り、高齢者の福祉・介護の拠点として地域に貢献する施設を目指す。

(11) 健全な施設経営

安定した施設経営と健全財政の推進を図ると共に、介護サービス情報公開に積極的に取り組み、選ばれる施設となるよう努める。

特別養護老人ホームおおじまの里経営計画

1 経営方針

老人福祉法等の基本理念及び社会福祉法人県央福祉会の経営理念・基本方針に基づいて、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、その人らしい穏やかな生活を送ることを支援するとともに、入居者、家族、地域から信頼され期待される施設づくりを目指す。

(1) 一人一人の生活を大切にしたサービスの提供

ユニットケアの特徴を生かし、少人数の家庭的な雰囲気の中で、個々の関わりを大切にするとともに、他者との人間関係も築きながら自律的な生活が送れるように努める。

(2) 地域社会への貢献

地域に開かれた高齢者福祉の拠点として、地域との連携及び交流を促進する。

(3) 職員の資質と専門性の向上

専門的な知識と良識を持った職員の人材育成を図り、質の高いサービスを提供する。

(4) 健全な施設経営

信頼と期待に応えられる安定した施設経営に努める。

2 重点事項

(1) 個別ケアの充実

・入居者、家族の要望に耳を傾け、家庭での暮らしの継続に配慮し、一人一人の生活を大切にす個別ケアに努める。

・「水分」「食事」「排便」「運動」の4つの基本的ケアを実践し、自立支援介護を目指すことにより、介護力向上に努める。

・個別のニーズに対応した外出の機会、ユニット行事や余暇活動等を計画・実施し、日々の生活が楽しく、生きがいや張り合いが持てるよう努める。

・身体機能の維持・向上を図ることにより、安心・安全・安楽な生活を送ることができるよう努める。

(2) 居住環境の整備

・個室に使い慣れた馴染みの家具を持ち込み、プライバシーが守られた個室で自宅での生活が継続できるよう努める。

・家庭的な雰囲気作りを行い、居心地の良い、安らぎの場となるようユニットの環境整備に努める。

(3) 家庭的で楽しい食事

・ユニットでの食事の盛り付けや、簡単な調理を入居者と行い、コミュニケーションを取りながら、家庭的な雰囲気の食事環境作りに努める。

・季節感を採り入れ、視覚や香り等の五感で楽しむことができる食事の提供に努める。

(4) 地域交流の促進

・地域、ボランティア及び各種団体との交流を積極的に行い、開かれた施設運営に努める。

- (5) 防災対策の充実
 - ・火災、地震、風水害、その他の非常災害に対応できる防災教育と避難訓練を実施するとともに、施設設備、機器等の点検、保守管理を行う。
 - ・地域住民の協力を得て施設防災協力員との連携を図り、防災・安全体制の確立に努める。
- (6) 健康管理と関係機関との連携
 - ・入居者の心身の状況を把握し、家族、嘱託医師、協力病院、医療機関等との密接な連携を図り健康管理に努める。
 - ・入居者、家族の要望に対応し、住み慣れた個室で安らかな看取りができるよう、看取り介護の充実を図る。
- (7) 感染症対策
 - ・施設において感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施するとともに、発生時には迅速で適切な対応に努める。
- (8) 職員の人材育成
 - ・職員研修体制を整備し、積極的な研修への参加を推進し、職員の資質の向上を図るとともにやりがいのある職場環境づくりを目指す。
- (9) 健全な施設経営
 - ・安定した施設経営と健全財政の推進を図るため、施設全体で経営意識を持つよう努める。
 - ・積極的な情報提供により、事業の透明性の確保に努める。

9 児童福祉施設にじいろ保育園経営計画

1 経営方針

児童福祉法、保育所保育指針、県央福祉会の経営理念や基本方針、保育理念に基づき、子どもが安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、自己を十分発揮して活動できるようにし、豊かな人間性をもった子どもの育成に努める。また、子育て支援を積極的に行い、地域に開かれ、親しまれる保育園経営に努める。

- (1) 園の保育目標である「元気な子ども」「仲のよい子ども」「自分のことは自分でできる子ども」「考える子ども」の実現に努める。
- (2) 子どもが成長していく過程を保護者と共に喜び理解し合い、保護者の養育力を最大限に支えていく。また、地域の子育て家庭には、仲間づくりの場として保育園を開放し、子育て情報の提供や相談にも応ずる等地域の子育て支援の推進を図る。
- (3) 職員の専門性の向上と組織の活性化に努める。

2 重点事項

- (1) 適切な保育環境で子どもが主体的に活動しながら、自己肯定感を持ち、人への信頼や思いやりを育んでいくよう保育を展開していく。
 - ① 0歳から6歳までの発達過程を理解し、子どもの心とじっくり向き合い成長を支える。
 - ② 地域、他機関、小学校と連携しながら発達や学びの連続性を踏まえ適切に取り組む。
- (2) 保護者への支援の強化
 - ① 日頃から保護者とのコミュニケーションを積み重ね、悩みや子どもの願いを受け止めて保護者支援を行う。
 - ② 地域の子育て支援の拠点として、保育園機能の開放や広報を積極的に行う。
- (3) 安全な環境の点検と整備
 - ① 月1回の避難訓練や園内環境の点検、整備をし、全職員で周知する。
 - ② ヒヤリハットを記述、検討し事故防止につなげる。
 - ③ 保護者に保育園の安全管理や安全指導に対し、方針や確かな情報を伝えていく。
 - ④ 子ども達の運動能力アップを目指す活動を充実する。
- (4) 職員の資質・専門性の向上と組織の活性化
 - ① 保育の質を高め、それを維持するための自己評価と改善に取り組む。園評価は全職員参加で行い、それを公表することで信頼される園づくりを目指す。

- ② 保育の質の向上につながる保護者との連携に力をいれ、保育の発信と伝達の工夫をしていく。
- ③ 職員会議を活性化し、職員相互のスキルアップを図る。そしてチームワークで園の保育力を高める。
- ④ 新人保育士の援助・指導に力を入れ、子どもを観る目、保育を観る目を育てる。
- ⑤ 業務の合理化を図り、ワークライフバランスにつなげる。

10 中央いきいきセンター経営計画

1 経営方針

本施設の運営に当たっては、三条市地域いきいきセンター条例に基づいて、高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る介護予防事業の実施とともに、健全な生活を推進し市民福祉の増進と生活文化の向上に寄与し、地域の高齢者に親しまれるセンターの運営に努める。

(1) 介護予防や地域支え合いを基本とした支援

閉じこもりがちな高齢者の地域社会への積極的な参加を推進し、個別性の対応で心身の安定を図りながら自立生活を確保するための支援に努める。

(2) 地域社会との交流の推進

高齢者の生きがいや自立支援、世代間交流によるコミュニティ推進のため、地域交流会等を開催し、地域住民との交流を図る。

(3) 世代を超えた地域の交流拠点

世代を超えた交流拠点としての施設利用を目指す。

(4) 利用者ニーズの的確な把握と関係機関との連携

的確な利用者ニーズの把握と、積極的に自治会・関係機関及び民生委員等との連携を図り、情報を共有しながら施設の事業展開を図る。

2 目 標

(1) 生きがい活動支援事業の実施

趣味活動、日常動作訓練などのサービス、最新情報等を提供し、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、閉じこもり防止や介護予防につなげる。

(2) 高齢者交流事業の実施

無料開放事業としての「ふれあい交流室」の利用について、地域高齢者の憩いの場、交流の場として積極的に地域へPRを行い、利用者の増加を目指す。

(3) 一般使用の推進

教養娯楽室・ふれあい交流室及び教育研修室の貸し出しを積極的に進め、地域の方々の会合や集会等有効活用の推進を図る。

3 重点事項

(1) 利用者の年齢やそれぞれの生活環境、心身の状況に配慮し、日常生活における給食・保健（衛生管理、感染予防）及び余暇等の支援を積極的に行う。

(2) 積極的にボランティアを受け入れながら、地域住民との交流の機会をつくる。

(3) 各種研修には積極的に参加し、職員の資質の向上を図る。

(4) 関係機関等との連携、広報活動に務め、利用者の増員を図る。